

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・宍粟市は国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、資格の得喪、各種保険給付及び賦課徴収等国民健康保険に関する事務を行う。</p> <p>・資格・保険給付管理は、資格の得喪及び被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行う。</p> <p>・国民健康保険税は、地方税法及び宍粟市国民健康保険税条例等に基づき、被保険者に対する国保税を算出し、賦課徴収事務を行う。</p> <p>・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対して、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方向で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険の資格取得、喪失、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証等の交付</li> <li>2 申請による各種認定証、証明書等の交付</li> <li>3 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関するの保険給付</li> <li>4 国民健康保険税の賦課徴収及び更正</li> <li>5 各種申請に基づく税の減免・軽減の決定及び通知</li> <li>6 国民健康保険税の特別徴収に関する事務</li> <li>7 国民健康保険税の収納情報管理</li> <li>8 国民健康保険税の滞納者調査及び督促状、催告書の送付</li> <li>9 滞納者との折衝及び調査による、実態や所得・財産等を把握及び滞納整理の方向付けの判断</li> <li>10 納付の相談・指導・猶予、分納誓約、滞納者の実態等の把握及び執行停止の検討</li> <li>11 滞納処分(財産の差押、交付要求、参加差押、搜索、公売)、換価及び滞納額への充当</li> <li>12 不納欠損に関する事務</li> <li>13 療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務</li> <li>14 オンライン資格確認関係事務</li> </ol> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用できるようにするために、以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国保中央会(国保連から再委託)が、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務を行う(宍粟市の被保険者に関連する資格情報を、国保連が管理する情報集約システム※を経由して、医療保険者等向け中間サーバー等へ提供する。)</li> <li>(2) 宍粟市から委託を受けた社保基金が、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を行う(情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、宍粟市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。)</li> </ol> <p>※情報集約システムにおける保険業務内容(資格情報連携・チェック、世帯継続、高額該当情報連携・管理機能、国保総合システム連携)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>15 公金受取口座利用関係事務</li> </ol> <p>・申請者の本人同意に基づき、公金受取口座情報を情報照会により取得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種給付の申請(被保険者→市)</li> <li>(2) 情報連携(照会:市→デジタル庁)</li> <li>(3) 情報連携により取得した公金受取口座情報の市町村事務処理標準システム(給付管理)への転記</li> <li>(4) 被保険者への給付費の支払い(市→被保険者)</li> </ol> <p>・番号法別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、また、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。</p> <p>【国保情報集約システム等の機器更改に伴うクラウド化対応】  「国保情報集約システム(及び国保総合システム)に関しては、令和6年度4月にシステム機器更改及びクラウド化が予定されている。(国保中央会)  次期集約システムについてはAWSのクラウド上に全国保連協会が共有して利用する区画と各都道府県連協会ごとに資格マスタ等を処理及び格納する連協会区画があり、それぞれに本番環境とテスト環境が構築される予定で、本番環境(東京)のバックアップ先は大阪となる。連協会(宍粟市含む)と次期集約システムの接続については次期国保総合システムのネットワーク接続事業所から新規に構築した次期集約システム事業所を経由し接続する。医療保険者等向け中間サーバーとの接続についてはAWS内で連携する。当該サービス利用に関して、国保中央会及び国保連協会とともに、適切な契約の締結及びアクセス制御等の安全管理措置を実施する。リスク対策として特定個人情報ファイルの取り扱いの委託の再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保については、各クラウドサービスが提供する監査報告書等を使用し把握するなどが想定され、国保中央会からの詳細を確認する予定。</p>

<p>③システムの名称</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村事務処理標準システム</li> <li>2. 収滞納管理システム</li> <li>3. 宛名管理システム</li> <li>4. 団体内統合宛名システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 国保総合システム</li> <li>7. 国保情報集約システム</li> <li>8. 医療保険者等向け中間サーバー</li> </ol>
<p><b>2. 特定個人情報ファイル名</b></p>	
<p>国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険税ファイル、宛名ファイル</p>	
<p><b>3. 個人番号の利用</b></p>	
<p>法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一の16、30の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条</li> <li>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」及び他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109及び120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</li> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法」が含まれる項(46)</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による」又は「地方税の賦課」が含まれる項 (27, 42, 43, 44及び45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2及び第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認等システムに係る事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課・市民生活部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部市民課 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987</p> <p>〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部市民課 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987</p> <p>〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	I-1.②事務の概要	—	13 療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務 14 オンライン資格確認等システム稼働への医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認管理事務及び機関別符号の取得等に関する事務	事前	事務の追加による
令和2年9月28日	I-1.③システムの名称	—	9. 医療保険者等向け中間サーバー	事前	事務の追加による
令和2年9月28日	I-3法令上の根拠	—	・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の追加による
令和2年9月28日	I-4.②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「他の法令による給付の支給に関する情報」、「医療保険各法」及び「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109及び119の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第三欄(情報提供者)が「医療保険者」や「法律などに規定する他の法律または法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」や「他の法律または法令により行われる給付の支給に関する情報」や「医療保険各法」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109及び120の項)	事後	
令和2年9月28日	I-5.②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3	事後	
令和2年9月28日	I-5.②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険による」又は「地方税の賦課」が含まれる項 (27, 42, 43, 44及び45の項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による」又は「地方税の賦課」が含まれる項 (27, 42, 43, 44及び45の項)	事後	
令和2年9月28日	I-5.②法令上の根拠	—	【オンライン資格確認等システムに係る事務】 ・番号法 附則6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の追加による
令和2年9月28日	II-2 対象人数	令和1年6月2日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月28日	II-2 対象人数	令和1年6月2日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I-5.①部署	市民生活部市民課・市民生活部税務課・市民生活部債権管理課	市民生活部市民課・市民生活部税務課	事後	
令和3年9月1日	I-7 請求先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部市民課 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部市民課 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	事後	
令和3年9月1日	I-8 請求先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部市民課 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部債権管理課 電話 0790-63-3134 / FAX 0790-62-2866	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部市民課 電話 0790-63-3108 / FAX 0790-62-2987 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市市民生活部税務課 電話 0790-63-3124 / FAX 0790-62-2866	事後	
令和3年9月1日	I-3.法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条、第24条	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条、第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	I-1.②事務の概要	<p>・国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し、必要な保険給付を行う制度である。</p> <p>・国民健康保険税は、地方税法及び宍粟市国民健康保険条例等に基づき、国民健康保険加入者に対して、課税を行う。</p> <p>・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対して、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理する事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険の資格取得、喪失、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証の交付</li> <li>2 高齢受給者証及び申請による各種認定証、証明書等の交付</li> <li>3 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付</li> <li>4 国民健康保険加入者に対する国民健康保険税の賦課及び更正</li> <li>5 国民健康保険加入者からの各種申請に基づく税の減免・軽減の決定及び通知(以下同文にて省略)</li> </ol>	<p>・宍粟市は国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、資格の得喪、各種保険給付及び賦課徴収等国民健康保険に関する事務を行う。</p> <p>・資格・保険給付管理は、資格の得喪及び被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行う。</p> <p>・国民健康保険税は、地方税法及び宍粟市国民健康保険条例等に基づき、被保険者に対する国保税を算出し、賦課徴収事務を行う。</p> <p>・滞納整理は、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律、国税徴収法及び宍粟市税条例等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対して、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。なお、納期限までに税を納付していない場合は、その実態に応じて、徴収緩和又は滞納処分の方で処理するかを決定し、完結するまでの進行状況を管理を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険の資格取得、喪失、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報を管理し、被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証等の交付</li> <li>2 申請による各種認定証、証明書等の交付</li> <li>3 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付</li> <li>4 国民健康保険税の賦課徴収及び更正</li> <li>5 各種申請に基づく税の減免・軽減の決定及び通知(以下同文にて省略)</li> </ol>	事後	
令和4年9月1日	II-1 対象人数	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 対象人数	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	14 オンライン資格確認等システム稼働への医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認管理事務及び機関別符号の取得等に関する事務	14 オンライン資格確認関係事務 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用できるようにするために、以下の事務を行う。 (1) 国保中央会(国保連から再委託)が、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務を行う(宍粟市の被保険者に関連する資格情報を、国保連が管理する情報集約システム※を経由して、医療保険者等向け中間サーバー等へ提供する。) (2) 宍粟市から委託を受けた社保基金が、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を行う(情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、宍粟市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。) ※情報集約システムにおける保険業務内容(資格情報連携・チェック、世帯経続、高額該当情報連携・管理機能、国保総合システム連携)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	変更後の記載を追記	15 公金受取口座利用関係事務 ・申請者の本人同意に基づき、公金受取口座情報を情報照会により取得する。 (1) 各種給付の申請(被保険者→市) (2) 情報連携(照会:市→デジタル庁) (3) 情報連携により取得した公金受取口座情報の市町村事務処理標準システム(給付管理)への転記 (4) 被保険者への給付費の支払い(市→被保険者)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	変更後の記載を追記	【国保情報集約システム等の機器更改に伴うクラウド化対応】 「国保情報集約システム(及び国保総合システム)に関しては、令和6年度4月にシステム機器更改及びクラウド化が予定されている。(国保中央会) 次期集約システムについてはAWSのクラウド上に全国保連合会が共有して利用する区画と各都道府県連合会ごとに資格マスタ等を処理及び格納する連合会区画があり、それぞれに本番環境とテスト環境が構築される予定で、本番環境(東京)のバックアップ先は大阪となる。連合会(宍粟市含む)と次期集約システムの接続については次期国保総合システムのネットワーク接続事業所から新規に構築した次期集約システム事業所を経由し接続する。医療保険者等向け中間サーバーとの接続についてはAWS内で連携する。当該サービス利用に関して、国保中央会及び国保連合会とともに、適切な契約の締結及びアクセス制御等の安全管理措置を実施する。リスク対策として特定個人情報ファイルの取り扱いの委託の再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保については、各クラウドサービスが提供する監査報告書等を使用し把握するなどが想定され、国保中央会からの詳細を確認する予定。	事前	令和6年4月稼働に向け、移行ツールの事前検証を令和5年10月以降に各連合会で実施予定であるため事前に作成
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項第2項及び別表第一の16、30の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項及び別表第一の16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年9月1日	II-1 対象人数	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-2 対象人数	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	